



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	達成半ばである
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- 当法人は、平成18年度からの指定管理者制度導入以後、様々な工夫した取組みを実施した結果、とべ動物園の入園者数、入園料収入を増加させており、その取組みは大いに評価できる。
- 開園して22年を経過している施設の維持改修については、入園者数、利用料金収入の増加を図る観点も含め、県と協議して計画的に実施していただきたい。
- 獣医の県職員派遣は、当法人の公益性や経営状況等を勘案し、将来的にはノウハウ等を継続した上で、プロパー化を進めていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評 価：十分達成している】

- 役員は12名で、教育関係団体の代表者などが就任している。役員のうち1名は常勤（常務理事）となっている。なお、公益財団法人へ移行後、役員数は8名（常勤1名を含む。）とした。
- 民間の柔軟な経営手腕を採用するため、平成20年度に代表者（理事長）を県職員から民間人としている。
- 平成18年度に、グループ制度から総務係、事業係、衛生係、教育係、飼育第一係、第二係、第三系の7係体制の係長制度を導入し、職務分担と責任の明確化、指揮命令系統の強化を図っている。
- 退職者の補充を臨時職員で対応するに当たっては、獣舎の清掃など単純労務については積極的に実施する一方で、飼育部門の業務の特殊性、専門性等を勘案し、経費節減の観点からのみ実施することのないよう、適切に行う必要がある。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 公益法人制度改革への対応については、平成22年6月に公益財団法人へ移行済みである。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：十分達成している】

- 平成18年度は、年間パスポート制度の導入や、夜の動物園等のイベントの効果的な宣伝等の取組みにより、入園者数は前年度比11%、入園料収入は前年度比13%とそれぞれ増加している。指定管理者制度導入により、法人の経営改善が進むとともに、利用者増等を図っている。
平成19年度は、動物及び動物園に対する寄附を募る動物サポーター制度を導入し、飼料代に充てたほか、夜の動物園の充実、報道機関を利用した効果的な宣伝等に努め、その結果、同年度の入園者数、利用料金収入は、平成18年度に引続き増加している。
平成20年度は、好評の夜の動物園と昼間の入園券を組み合わせた昼・夜セット入園券、地元バス会社や道後等の宿泊施設などと提携した割引入園券の発行、修学旅行の誘致などを行い、集客を図っている。さらに、残餌や動物の排泄物を原料とした汚泥発酵肥料の製造・販売、高速道路利用県外客への売店割引券の発行など、時節に応じた様々な工夫により収入増やサービス向上に努めている。
平成21年度は、4月から大人の入園料を300円から450円に値上げして経営基盤を安定させるとともに、一方で高校生の入園料を100円に値下げし、障害者や学校行事の引率者の入園料を無料とするなど、福祉や教育活動への支援を行い、客層の拡大やリピーターの確保に向けた改善に取り組んでおり、同年度の施設等利用料収入は大幅な伸び（対前年度比28.5%）をみせるなど、経営基盤の強化が図られている。
- 施設面では、施設設置者である県が主体となって、平成18年度レッサーパンダ舎の整備、平成19年度にはヒヨウ舎の立体頭上展示、シロクマ舎のガラス張り展示、オランウータンが空中散歩ができる獣舎の整備、平成20年度はアニマルステージのテント型屋根等設置、平成21年度はペンギンプールの改修など、大型改修を計画

的に施工し、さらなる利用促進のため、魅力的で、来園者に優しい施設を目指した施設整備に努めている。	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は12名で、改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）は現状維持とした。職員数は平成18年度56名（平成21年度52名）で、うち正規職員は41名（同年度42名）、臨時職員が15名（同年度10名）となっている。 ・ 給与は県に準じており、給与カットも実施している。 ・ 危険動物飼育職員に支給していた特殊勤務手当について、手当支給対象動物の検討を行い、これを廃止することとし、危険動物の治療及び治療のための捕獲・保定に従事した職員に限定して支給することとした。 ・ 県に準じ職員の勤務評価システムを導入し、業績、勤務成績に応じた昇給制度としている。 ・ 飼育職と技術職については区分採用していたが、職員の士気向上を図るため、飼育職から技術職への登用を行っており、平成18年に2名、平成20年に1名、平成21年に1名の該当者が出ている。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫を凝らした各種イベントの開催やサービスの向上により利用者の増大に努めるとともに、物販や遊具等の収益事業にも積極的に取り組み、公益活動の財源に充当していることから、県からの委託料は年々減少している。 ・ 施設修繕は、概ね百万円以下の簡易な修繕は指定管理者が行い、その他は県が緊急性の高いものから順次行っているが、施設の維持改修に関しては、昭和63年開園で22年を経過しており、大規模な補修が必要な箇所が増えてきているため、県と協議して計画的に実施していく必要がある。 ・ 当法人への補助金はない。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：達成半ばである】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の派遣については、指定管理者制度移行により、平成18年度に8名から5名に削減したところである（平成20年度4名、平成21年度3名）。県派遣職員は全て獣医であり、特定個人の持つ知識、ノウハウが、安定した施設の運営に欠かせないことから、認められる。 ・ 県退職者は、役員として常務理事（職員として参事兼務）、職員として園長、事務長の計3名が就任し、雇用されているが、県からの派遣を受けていた職員が退職後も経験や知識をいかして就任していること、総合運動公園内の他の県有施設、県内教育機関と十分な連携をとる必要があり、豊富な行政経験等に基づいた、即戦力を有する意欲ある人材を選任していることなどから、必要性は認められる。 ・ 改革期間中、県土木部長が就任していた理事長について、専門的知識や経営能力を有する人材の活用の観点から見直しを行い、民間の理事を理事長とした。なお、改革期間終了後ではあるが、公益財団法人への移行の際に、役員の見直しを行い、保健福祉部長の理事の職を解いた（県土木部長は評議員に）。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。 ・ ホームページを適宜更新し、積極的な情報提供を図っている。 ・ 情報公開要綱を定めている。 	